

初診時の「選定療養費」に関する 金額変更のお知らせ

当院では、他の医療機関等から紹介状なしに来院され初診となる患者さんについては、初診料のほかに選定療養費として1,620円（税込）をご負担いただいておりますが、令和元年10月1日（火）から3,300円（税込）に金額が変更となります。

選定療養費制度は、平成8年4月の健康保険法の改正により、「地域の医院・診療所」と「200床以上の病院」との機能分担を推進するために厚生労働省により制定されたものです。

◆次の場合は初診となり、「選定療養費」をご負担いただきます。

- ・当院に初めて受診された方
- ・当院に受診され、傷病が治癒もしくは終了と判断され、その後（概ね、3ヶ月以上経過後）、受診した場合
- ・今回の受診が、今までの診療と同一の病名、症状であっても任意に診療を中止して3ヶ月以上経過した場合

◆次の場合は、「選定療養費」はご負担いたしません。

- ・他の医療機関等から紹介状を持参された方
- ・救急車等で来院され緊急な診療を必要とされる方
- ・休日・夜間等の時間外診療を緊急で来院された方
- ・特定の疾病又は障害等により各種公費負担制度を受給されている方
- ・今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に継続通院されている方（医科・歯科は別）
- ・当院で受けた人間ドックで再検査をすすめられた方
- ・生活保護法による医療扶助の対象となる方

※ご不明な点がございましたら、初診受付までお問い合わせ下さい。

ご理解とご協力のほどお願いいたします。

病院長